

「原発」都民投票の会 2017年度活動報告

(2017年10月～2018年9月)

2018年11月6日

今年度は、当会の活動の意義を役員間で共有し、その意義に基づいた活動を外部向けに展開することが出来るようになる第一歩となった年であった。それは、昨年度、毎月の運営会議ごとに役員メンバー間で繰り返した、市民発！住民投票マニュアル作りワークショップ（以下、WS）に向けた勉強会での積み重ねが功を奏した形でもある。同時に、国内外の世論の環境が、住民投票という、直接民主制の方法ならびに法的手段の有効性の認知を広まるようになってきたことと無関係ではない。

当会の活動との関連で言えば、横浜市内で行われた、『上郷・瀬上沢地区の開発の是非を問う住民投票』条例制定直接請求活動が行われ、沖縄県内で在日米軍の『辺野古新基地建設の是非を問う住民投票』同様の活動が展開され、当会も支援に加わるなどした。

5月9日に当会HPにひな型；東京都条例制定請求者(受任者)署名簿を公開した。7月24日には「みんなで決める会・宮城」の代表メールより“女川原発再稼働の是非を問う県民投票の実現を目指し、県民投票条例案の作成等において、貴会の住民投票マニュアルを参考にさせていただきます”との連絡があった。

WSの外部向け企画では、政治的にタイムリーな企画展開に心がけつつも、会の活動コンセプトから逸脱することなく、基本的に日程が決まっている選挙や政治的な外部事象にふりまわされずに企画展開できたことは今後につながる大きな成果を残した。

<外部向け企画第一弾>

2012年に都議会に提出した「原発」都民投票条例の原案作成を行った南部義典氏を招いての、住民投票ワークショップを行った。南部氏の講演から、

私たちはさらに直接請求による住民投票実施の意義について認識を深めた。原発住民投票を含め、住民投票実施の広報における、公平性や公正性をどのように担保していくことが望ましいかということについて議論を深めた。日本国において、市民は条例という地方自治上の公的規則は作れるが、法律という中央政府の活動を規定する公的規則は作れない。公平性や公正性の議論において、地方より国の方がより厳密な議論が必要であるということも、その逆であってもならない。こうしたことに気付かされたことは、直接請求住民投票条例制定現場こそがこうした公平性や公正性を学ぶ生きた現場になりうることを確認できた。

また、参加者には原発県民投票を考える会（茨城の会）の方も同席された。

9月11日には当会ブログに報告書を掲載した。

<外部向け企画第二弾>

7月末に沖縄県の故翁長知事が存命中、辺野古新基地のある大浦湾埋め立て承認撤回の手続きに入るという動きと、辺野古県民投票直接請求で集められた署名が法定数をこえることが明らかになることに合わせ、国会衆議員会館で政治的にタイムリーな企画展開を行った。この時、行政法専門家で各地の住民投票活動でも熱心に活動されている、武田慎一郎氏をお招きし、武田氏からは沖縄県が発する撤回処分について詳しく話を伺った。辺野古県民投票を含めた、住民投票との関係で言うと、一般的に法的拘束力がない住民投票結果が、法的効果を生じる場合があることなどを学んだ。辺野古県民投票についていえば、県民投票で示される沖縄県民意思と連動して撤回処分を行うことであるが、同氏は辺野古県民投票直接請求の開始が遅れたことが、現在発動された撤回処分と連動できなくなったことは最大の戦略ミスであると断じられている。

<外部向け企画第三弾>

辺野古県民投票直接請求活動で収集された署名を沖縄県議会に提出し、本請求することに合わせ、8月末に、同第3弾を行った。故翁長知事が8月に急逝され、知事選が9月末に設定されたこと、同時に、沖縄県が発した撤回処分手続きから本格的な処

分発動がいつになるか、やはり、政治的に非常にタイムリーな時期であったため、国会院内集会として行った。

沖縄県議会構成などから、辺野古県民投票実施はほぼ確実である。それを見越し、辺野古県民投票で示される沖縄県民意思に対する、わたしたち日本人の応え方の一例として、基地引取り運動を事例に新潟で活動されている福本圭介氏をお招きして、話をうかがった。

<<今後の課題>>

辺野古県民投票直接請求実施に当たっては、沖縄県から政治的な状況の変化によっても、常にマイノリティーの立場を享受することになる、固定的少数者の立場についての表明があったり、その固定的少数者の立場からすると、原発住民投票と沖縄の基地問題住民投票は根本的に異なる意義を持つことが表明されたりしている。また、関連して、都内では辺野古県民投票請求代表者と親交を持つ青年からの、在日米軍基地問題についての陳情が出され、本会議採択されるも意見書提出には至っていないという状況が生じている。

原発と同じように基地問題についても広く国民的議論を喚起することや、わたしたち日本人の応え方が今後の課題である。

そして、WSは条例案に続いて、請求代表者の数や受任者の数、署名のできる場所（立地条件など）について各住民投票の成果分析をしていくことで、市民から発議する住民投票の実行性が高められるのではと期待が膨らむ。

以上。